

令和3年度国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立成育医療研究センターにおける令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は384件、契約金額は139.0億円である。また、競争性のある契約は165件(43.0%)、102.1億円(73.4%)、競争性のない契約は219件(57.0%)、37.0億円(26.6%)となっている。

令和元年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は133件の増、金額は30.3億円の増)

原因は、①医薬品卸業者の一社流通品の購入(※)、医薬品開札で不調になった品目の緊急契約 ②電子カルテ延長契約による部門システムとの随意契約 ③新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急契約によるもの。

※今後、バイオ医薬品・希少疾病薬など1社流通医薬品の販売が増えることが見込まれます。

表1 令和2年度の国立成育医療研究センターの調達全体像 (単位:件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増・減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札等	(67.5%) 179	(94.5%) 115.9	(43.0%) 165	(73.4%) 102.1	(▲7.8%) ▲14	(▲12.0%) ▲13.9
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(±0%) ±0	(±0%) ±0
競争性のある契約(小計)	(67.5%) 179	(94.5%) 115.9	(43.0%) 165	(73.4%) 102.1	(▲7.8%) ▲14	(▲12.0%) ▲13.9
競争性のない随意契約	(32.5%) 86	(5.5%) 6.7	(57.0%) 219	(26.6%) 37.0	(+154.7%) +133	(+451.6%) +30.3
合計	(100%) 265	(100%) 122.6	(100%) 384	(100%) 139.0	(+44.9%) +119	(+13.4%) +16.4

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

- (2) 国立成育医療研究センターにおける令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、一者応札・応募の契約件数は23件(13.9%)、契約金額は18.4億円(18.0%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数及び割合が大きくなっているが、原因として ①病院棟、研究所の空調設備、電気設備工事があり、設備工事のため新規業者の参入が難しかったこと ②高額医療機器の入札にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大

に伴い、各業者の動き(勤務体制の変更、移動規制など)が停滞したためである。

表2 令和2年度の国立成育医療研究センターの二者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	168(93.9%)	142(86.1%)	▲26(▲15%)
	金額	110.9(95.6%)	83.7(82.0%)	▲27.2(▲25%)
1者以下	件数	11(6.1%)	23(13.9%)	+12(+109%)
	金額	5.1(4.4%)	18.4(18.0%)	+13.3(+262%)
合計	件数	179(100%)	165(100%)	▲14(▲8%)
	金額	115.9(100%)	102.1(100%)	▲13.9(▲12%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器関係及び業務委託、公募型企画競争の各分野について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 医療機器、研究機器に関する調達

医療機器、研究機器に関する調達について、一括して入札できるものについてまとめ、公告期間等に余裕をもたせ、適正な調達を行う。

(2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、引き続き①～④の取組を実施し、より適正な調達を目指す。

- ① 原則、入札公告期間を10営業日以上確保する。
- ② 1者入札が続いている調達案件については、等級拡大をして競争参加資格の条件を緩和し、幅広い競争を実施する。
- ③ 複数年契約の導入を図ることにより、委託契約金額の節減を図る。
- ④ 調達準備の早期着手や仕様内容の充実と競争性の向上、事務処理の効率化を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

研究費等による不正使用防止及び適正な執行を行うため、調達担当職員及び研究者を対象とした研修を行い周知、徹底を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務経理部長

副総括責任者 財務経理課長

メンバー 総務課長、企画経営課長、研究医療課長

事務局 調達企画専門職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。